

新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について (第20報)

1. 新型コロナウイルス感染症の確認状況

(1) 市内

(7月29日公表時点)

陽性確認月	令和2年度	令和3年度				合計
	～3月	4月	5月	6月	7月	
患者数	48人	10人	26人	1人	26人	111人

(2) 県内

(島根県ホームページより 7月29日公表時点)

市町村	患者数	市町村	患者数
松江市	290人	海士町	14人
出雲市	111人	吉賀町	14人
雲南市	62人	邑南町	11人
益田市	57人	津和野町	10人
安来市	52人	奥出雲町	2人
浜田市	27人	江津市	2人
大田市	17人	県外	30人
		計	699人

※入院または宿泊療養中：102人 死亡者：2人

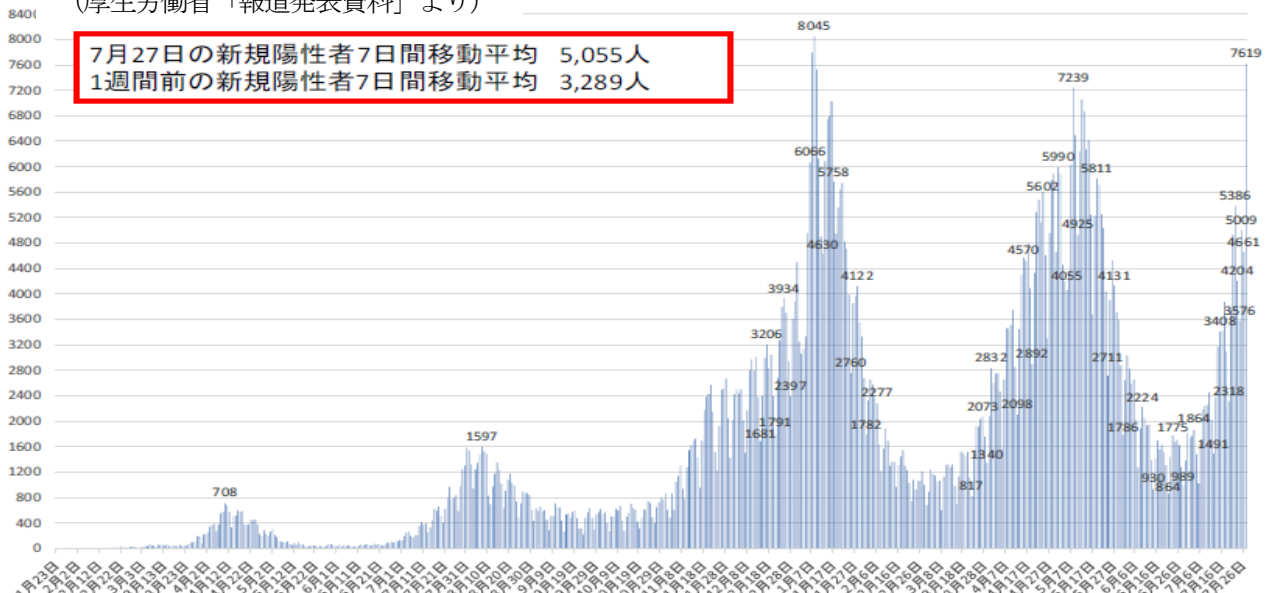
(3) 国内及び世界

(厚生労働省「報道発表資料」より 7月28日公表時点)

国等	患者数	うち死亡者
日 本	882,823人	15,152人
クルーズ船 (ダイヤモンド・プリンセス号)	712人	13人
その他の国 (193の国・地域)	194,401,427人	4,161,777人
合 計	195,284,962人	4,176,942人

新型コロナウイルス感染症国内発生動向 (報告日別新規陽性者数) 【7月28日公表時点】

(厚生労働省「報道発表資料」より)



【ステージ判断のための指標】

		ステージⅢの指標	ステージⅣの指標
医療提供体制等の 負荷	① 医療の逼迫具合		
	確保病床使用率	20%以上	50%以上
	入院率	40%以下	25%以下
	重症者用病床使用率	20%以上	50%以上
	② 療養者数	20人 /10万人以上	30人 /10万人以上
感染の 状況	③ PCR 陽性率	5%以上	10%以上
	④ 新規陽性者数	15人 /10万人/週以上	25人 /10万人/週以上
	⑤ 感染経路不明割合	50%以上	50%以上

○緊急事態措置区域（2都県）、まん延防止等重点措置実施区域（4府県）及び島根県の医療提供体制等の状況
(厚生労働省ホームページより 7月27日公表時点)

		①病床の逼迫具合(%)			②	③	④	⑤
		確保病床 使用率	入院率	重症病床 使用率	療養者 数(人)	PCR 陽性 率(%)	新規陽性 者数(人)	経路不明 割合(%)
ステージ3		20%↑	40%↓	20%↑	20人↑	5%↑	15人↑	50%↑
ステージ4		50%↑	25%↓	50%↑	30人↑	10%↑	25人↑	50%↑
緊急事態 宣言	東京都	38.3	23.7	52.8	74.7	7.4	78.13	62.3
	沖縄県	33.0	32.0	64.5	50.2	3.3	68.32	52.0
まん延防 止等重 点措 置	埼玉県	39.6	23.1 (参考)	17.0	38.7	3.0	38.76	52.1
	千葉県	42.0	28.2 (参考)	17.8	30.9	9.7	36.22	59.5
	神奈川県	34.6	17.5 (参考)	20.1	38.5	12.2	41.91	57.8
	大阪府	20.3	24.0	11.2	29.7	4.1	31.47	67.7
	島根県	15.1	100.0 (参考)	0.0	7.3	4.2	12.46	26.7

注：入院率の指標については療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する。また、新規陽性者が、発生届が届け出られた翌日までに療養場所の種別が決定され、かつ入院が必要な者が同日までに入院している旨、都道府県から報告があった場合には入院率を適用しない。このため、適用しない都道府県については（参考）としている。

2. 市の主な対応状況

(1) 市対策本部会議 等

出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（計 32 回開催）（7 月 28 日現在）

※参考：これまでの本部設置状況

令和 2 年 1 月 30 日	出雲市新型コロナウイルス感染症警戒本部の設置（計 3 回開催）
3 月 4 日	出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置
4 月 7 日	緊急事態宣言発令に伴い、特措法に基づく対策本部に移行
5 月 25 日	緊急事態宣言解除に伴い、特措法に基づく対策本部から市緊急事態等対処計画に基づく対策本部に移行
令和 3 年 1 月 8 日	緊急事態宣言発令に伴い、特措法に基づく対策本部に移行
3 月 22 日	緊急事態宣言解除に伴い、特措法に基づく対策本部から市緊急事態等対処計画に基づく対策本部に移行
4 月 24 日	緊急事態宣言発令に伴い、特措法に基づく対策本部に移行

※特措法：新型インフルエンザ等対策特別措置法

(2) 市民等への情報提供、注意喚起

①市長記者会見

②市長メッセージの発出

③各広報媒体での周知

（広報いずも（令和 2 年 6 月 1 日臨時号、令和 2 年 10 月 20 日別冊特集号）、新型コロナウイルス感染症対策啓発広報紙、市ホームページ、SNS、いずも防災メール、ケーブルテレビ文字放送、防災行政無線、有線放送）

④新型コロナウイルス感染症対策の啓発用CM動画

⑤関係団体等への情報提供、注意喚起

⑥新型コロナウイルス感染症患者が確認された市内店舗の利用者に、感染拡大防止に関する呼びかけ

(3) 市民、関係団体等からの相談件数

（7 月 25 日現在）

相談内容	相談窓口	～3 年 6 月	3 年 7 月～
健康一般相談	健康増進課	963 件	22 件
ワクチン接種に関する事	ワクチン接種コールセンター	14,806 件	4,024 件
特別定額給付金に関する事	政策企画課	約 9,045 件	0 件
町内会、自治会活動に関する事	自治振興課	41 件	0 件
小学校、中学校に関する事	教育政策課	360 件	1 件
保育所、幼稚園に関する事	保育幼稚園課	391 件	6 件
スポーツ、文化活動に関する事	文化スポーツ課	62 件	1 件
雇用に関する事	産業政策課	28 件	1 件
中小企業への支援に関する事	商工振興課	3,282 件	348 件
市税・保険料の徴収猶予等の相談	収納課、保険年金課 高齢者福祉課	1,013 件	29 件
水道料金、下水道使用料の支払猶予等の相談	営業総務課 斐川宍道水道企業団	39 件	0 件
市営住宅の減免に関する事	建築住宅課	27 件	0 件
市営住宅の提供に関する事	建築住宅課	9 件	0 件
その他（防災安全課、各行政センター等）		366 件	0 件
合計		約 30,432 件	4,432 件

(4) ワクチン接種に向けた対応

- ・高齢者の予約（接種日：5月22日～6月11日分）受付開始（5月13日）
- ・高齢者への接種（集団接種）の開始（5月22日～）
- ・高齢者の第2次予約（接種日：6月28日～7月23日分）受付開始（6月16日～）
- ・64歳以下の方への接種券等を発送（6月28日から順次発送）
- ・基礎疾患を有する者、満60歳から64歳の方への接種予約の受付開始（7月7日～）
- ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（ワクチンパスポート）の交付申請受付開始（7月26日～）

※実施状況等については、**報告 福1**「新型コロナワクチン接種の実施状況等について（第3報）」のとおり

(5) 庁舎及び公共施設における感染予防対策

- ・庁舎及び施設内のドアノブ、手すり、エレベータなどの消毒、定期的な換気の実施
- ・窓口等に飛沫防止用ビニールカーテン、アクリル間仕切りの継続
- ・職員等に対し、感染防止策（マスク着用、手洗いの徹底）、出勤前の検温、毎日の行動記録を記載するなどの健康管理を徹底、接触確認アプリ（COCOA）の導入、会合・会食は、利用施設での換気や消毒など感染防止策が講じられている場所を利用

(6) 市の公共施設等の対応

①キャンセル対応

新型コロナウイルス感染症を理由とした公共施設のキャンセルについて、当分の間、使用料を求めない。

②市が主催するスポーツ・文化イベント等の開催、中止、延期、規模縮小等の判断目安の期間の延長について（6月25日）

収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする（両方の条件を満たす必要）。

時期	収容率		人数上限
12月1日 ～8月31日	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
	クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等	ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	
	100%以内 〔 席がない場合は 適切な間隔 〕	50% (※) 以内 〔 席がない場合は 十分な間隔 〕	

(※)ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る支援事業

(1) 新型コロナウイルス感染症対策関係予算

①令和元年度（一般会計）

（単位：千円）

予算時期	計上項目	内容	金額
3月専決	繰越明許費 の追加	私立認可保育所における保健衛生用品等の 購入費補助	26,500

②令和2年度（一般会計）

（単位：千円）

予算時期	内容	内訳
【第1弾】 5月補正 (第1回)	①特別定額給付金事業	17,599,000
	②子育て世帯臨時特別給付金事業	263,500
	③小・中学校及び幼稚園における保健衛生用品等の購入費	37,500
	計	17,900,000
【第2弾】 5月補正 (第2回)	①中小企業緊急支援給付金事業	520,000
	②地域商業等再起支援事業	100,000
	③商工団体等事業継続支援活動補助	10,000
	④中小企業融資資金貸付事業	10,000
	⑤農林水産物販売活動支援事業	5,000
	⑥生活資金支援給付金事業	18,000
	⑦住居確保困難者支援給付金事業	2,700
	⑧ひとり親世帯等臨時給付金事業	88,000
	⑨就学援助事業	10,000
	⑩ICT教育環境整備事業	577,600
	⑪学力向上推進事業	6,000
	⑫新型コロナウイルス感染症対策基金積立	1,000
	⑬庁舎等管理費	7,900
	減額補正	▲56,200
計	1,300,000	
【第3弾】 6月補正 (第4回)	①中小企業緊急支援給付金事業	310,000
	②タクシー事業者等特別支援給付金事業	20,000
	③宿泊施設特別支援給付金事業	55,400
	④事業者向け相談窓口設置事業	7,000
	⑤飲食店感染症予防支援事業	8,000
	⑥出雲の飲食店応援プレミアム付食事券発行事業	286,000
	⑦観光業応援クーポン券発行事業	160,000
	⑧Go To 出雲キャンペーン事業	20,000
	⑨防災対策費	50,000
	⑩デジタルファースト推進事業	15,000
	⑪妊産婦支援給付金事業	46,800
	⑫障害者総合支援法施行事業	7,800
	⑬意思疎通支援事業	1,000
	⑭小学校管理費・中学校管理費	13,000
計	1,000,000	
【第4弾】 7月補正 (第5回)	①地域商業等再起支援事業（追加）	600,000
	②出雲の飲食店応援プレミアム付食事券発行事業（追加）	270,000
	③国・ひとり親世帯等臨時給付金事業	245,000
	④各種児童福祉施設管理運営費	98,000

	⑤生活資金支援給付金事業（追加）	36,000
	⑥ICT教育環境整備事業（追加）	464,000
	⑦校舎リフレッシュ事業	176,500
	⑧学校図書館活用事業	15,000
	⑨小・中学校及び幼稚園における保健衛生用品等の購入費（追加）	45,400
	⑩会計年度任用職員等任用費	1,700
	⑪各種指定管理施設管理運営費	48,400
	計	2,000,000
【第5弾】 9月補正 (第7回)	①一畑電車活性化事業	53,400
	②出雲生活バスサービス事業	77,150
	③出雲空港整備利用促進事業	3,350
	④冬の出雲誘客キャンペーン事業	100,000
	⑤修学旅行費支援事業	18,000
	⑥保育所・放課後児童クラブ等従事者応援協力金事業	131,700
	⑦乳幼児健康診査事業	2,900
	⑧新型コロナウイルス感染症拡大防止対策啓発事業	9,500
	⑨新型コロナウイルス感染症対策基金積立（追加）	4,000
	計	400,000
【第6弾】 12月補正 (第8回)	①各種指定管理施設管理運営費	99,800
	②民間譲渡施設特別支援給付金事業	5,000
	③市長・市議会議員選挙費	3,300
	④地域生活支援事業等受入体制強化事業	8,600
	⑤生活資金支援給付金事業（追加）	26,000
	⑥私立認可保育所特別事業補助	23,000
	⑦校舎リフレッシュ事業（小学校・中学校）	202,600
	⑧決算見込に基づく減額補正	▲128,300
	計	240,000
1月専決	新型コロナウイルスワクチン接種事業 ①接種体制確保経費 190,000 ②ワクチン接種費用 790,000	980,000
【第7弾】 3月補正 (第11回)	①就職活動PCR検査等費用助成事業	5,100
	②出雲の観光イメージアップ事業	3,000
	③ICT活用教育推進事業	25,800
	④小・中学校における保健衛生用品等の購入費（追加）	52,800
	⑤各種公共施設における感染症対策経費	76,000
	⑥各種指定管理施設管理運営費（追加）	18,500
	計	181,200

令和2年度(国民健康保険事業特別会計)

(単位:千円)

予算時期	内容	金額
【第5弾】 9月補正 (第1回)	国民健康保険料減免に伴う過年度保険料還付金	8,000

③令和3年度（一般会計）

（単位：千円）

予算時期	内容	金額
【第7弾】 第1回補正 ※【第7弾】 令和2年度 3月補正 (第11回) と合わせて 1,021,200	①出雲のお店応援プレミアム付商品券発行事業	555,000
	②出雲の観光応援クーポン券発行事業	112,000
	③出雲のお宿応援キャンペーン事業（山陰限定）	35,000
	④中小企業等新事業展開支援事業	101,500
	⑤商工団体等事業継続支援活動補助	10,000
	⑥飲食店感染症予防支援事業	10,000
	⑦農林水産物販売活動支援事業	5,000
	⑧芸術文化元気はつらつ活動応援事業	5,000
	⑨新型コロナウイルス感染症拡大防止対策啓発事業	6,500
	計	840,000
【第8弾】 4月専決	①国・子育て世帯生活支援特別給付金事業	230,000
	②生活資金支援給付金事業	20,000
	計	250,000
6月補正	①児童福祉施設等における感染症対策経費	79,200
	②母子家庭等自立支援給付金事業	3,000
	③新型コロナウイルスワクチン接種事業	172,000
	④サテライトオフィス整備事業	99,000
	⑤出雲のお店応援プレミアム付商品券発行事業	390,000
	⑥冬の出雲誘客キャンペーン事業	90,000
	⑦出雲の観光イメージアップ事業	3,300
	⑧修学旅行費支援事業	4,000
	⑨文化施設改修事業	13,100
	計	853,600

(2) 各種支援事業の給付状況等

○実施中の事業（令和3年度）

（7月25日現在 金額単位：円 執行率：％）

事業名	事業開始日	申請受付終了日	件数	金額	予算執行率
住居確保給付金	平成27年 4月1日	未定	6	482,500	24.1
水道料金・下水道使用料の 支払猶予	令和2年 5月1日	未定	1	31,824	—
傷病手当金	令和2年 5月12日	令和3年 9月30日	1	105,404	—
市営住宅家賃の減免	令和2年 5月21日	令和4年 3月1日	0	0	—
生活資金支援給付金	令和2年 5月26日	令和3年 9月30日	196	17,057,500	85.3
就職活動PCR検査等費用 助成事業	令和3年 3月1日	令和4年 3月31日	2	20,000	0.4
出雲のお店応援プレミアム 付商品券発行事業	令和3年 3月7日	令和3年 8月31日	申込組数 170,283組	555,000,000	100.0

事業名	事業開始日	申請受付終了日	件数	金額	予算執行率
後期高齢者医療保険料の減免	令和3年 4月1日	未定	0	0	-
商工団体等事業継続支援活動補助	令和3年 4月1日	令和4年 3月20日	2	2,000,000	20.0
飲食店感染症予防支援事業	令和3年 4月1日	令和4年 3月31日	申請店舗数 253	9,999,000	100.0
農林水産物販売活動支援事業	令和3年 4月1日	令和4年 3月31日	1	297,000	5.9
芸術文化元気はつらつ活動応援事業	令和3年 4月1日	令和3年 12月28日	7	340,000	6.8
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	令和3年 4月1日	令和4年 3月31日	0	0	0
国・子育て世帯生活支援特別給付金事業	令和3年 4月1日	令和4年 2月28日	1,899	164,200,000 (7月末支給予定含む)	75.9
中小企業等新事業展開支援事業	令和3年 4月26日	令和3年 7月23日	139	58,507,000	58.5
出雲の観光応援クーポン券発行事業	令和3年 5月1日	使用期限 令和3年 8月31日	配付組数 50,000	宿泊者向け配付金額 100,000,000	100.0
出雲のお宿応援キャンペーン事業（山陰限定）	令和3年 5月1日	令和3年 8月31日	6,398	19,108,332	63.6
介護保険料の減免	令和3年 5月26日	令和4年 3月31日	1	64,381	-
国民健康保険料の減免	令和3年 5月26日	令和4年 3月31日	1	250,525	-
修学旅行費支援事業	令和3年 6月28日	令和4年 3月31日	0	0	0
私立認可保育所等特別事業補助金	令和3年 6月28日	令和4年 3月31日	0	0	0
病児・病後児保育事業補助金	令和3年 6月28日	令和4年 3月31日	0	0	0
各種児童福祉施設感染症対策事業（児童クラブ等）	令和3年 6月28日	令和4年 3月31日	0	0	0
母子家庭等自立支援給付金事業	令和3年 6月28日	令和4年 3月31日	0	0	0
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	令和3年 7月1日	令和3年 8月31日	1	300,000	100.0
冬の出雲誘客キャンペーン事業	令和3年 12月予定	令和4年 3月31日	0	0	0

※事業開始日は、当初の日付を記載。件数及び金額は令和3年度の状況を記載。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策寄附金の募集

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活や地域経済活動等を支援する事業に活用するため、寄附金を募集（令和2年6月1日～）

（令和3年7月25日現在 金額単位：円）

事業名	件数	金額
新型コロナウイルス感染症対策寄附金	102	7,549,449

4. 市内の状況

(1) 各部局が把握している市内の状況

部局	市内の状況（影響）										
総合政策部	<p>・公共交通機関の状況（7月21日現在）</p> <p>(1)出雲縁結び空港：</p> <table border="0"> <tr> <td>JAL東京線</td> <td>4往復運航中（1往復減便）</td> </tr> <tr> <td>大阪線</td> <td>2往復運航中（2往復減便）</td> </tr> <tr> <td>福岡線・隠岐線</td> <td>通常運航中</td> </tr> <tr> <td>FDA名古屋線・静岡線・仙台線</td> <td>通常運航中</td> </tr> <tr> <td>神戸線</td> <td>運休</td> </tr> </table> <p>※東京線は8月末までの期間の一部に、更に1往復の減便を計画</p> <p>(2)JR：通常どおり運行中（※特急列車は一部運休）</p> <p>(3)一畑電車：通常どおり運行中</p> <p>(4)市内路線バス：通常どおり運行中</p> <p>(5)高速・空港連絡バス：一部運休</p>	JAL東京線	4往復運航中（1往復減便）	大阪線	2往復運航中（2往復減便）	福岡線・隠岐線	通常運航中	FDA名古屋線・静岡線・仙台線	通常運航中	神戸線	運休
JAL東京線	4往復運航中（1往復減便）										
大阪線	2往復運航中（2往復減便）										
福岡線・隠岐線	通常運航中										
FDA名古屋線・静岡線・仙台線	通常運航中										
神戸線	運休										
総務部	<p>【市内の私立高校・中学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、マスク等の対策を徹底。生徒・教員の毎日の検温を義務付け。 ・県外からの来校を控えるよう周知（出雲西高等学校） ・各教室に空気清浄機の設置（出雲北陵高等学校） <p>【市内の専門学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会食は飲酒の有無に関わらず自粛し、県外への移動も極力控える。 <p>【出雲医療看護専門学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職域接種の1回目を、7月8日～10日に実施し、1,098人が接種した。同校の学生、教職員、その同居家族以外に、市内の他の専門学校の生徒や、私立高校の教職員、近隣の保育園や自治会、企業等も対象とした。2回目を8月5日からの3日間に予定している。 <p>【島根大学医学部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内を含む移動を自粛する。移動する際は、事前に指導教員の許可を得るとともに、移動届を提出する。 ・学校指定の「感染注意地域」への移動は極力控え、やむを得ず移動する場合は、学部長の承認が必要。帰県後14日間は自宅待機し健康観察する。 <p>【島根県立大学出雲キャンパス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒を伴う会食は、人数に関わらず禁止。飲酒しない会食も当面の間自粛する。 ・居酒屋やカラオケ店でのアルバイトは禁止している。 ・県外への移動は極力自粛する。やむを得ず移動する場合は、事前に移動予定（理由・期間・移動先）を提出する。帰県後14日間は自宅待機（行動自粛）し、健康観察と感染症対策を徹底する。 ・県外者との接触は極力控える。同居家族が県外へ移動した場合、帰県後14日間は当該同居家族との接触を避け、感染予防に努める。 										
財政部	<p>【日曜納税相談の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 5月9日（相談者：0名） 6月6日（相談者：3名） 7月4日（相談者：9名） <p>【建設工事、測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加有資格者名簿の定期申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度延期した定期申請を、本年12月から受付を開始する。 										
健康福祉部	<p>【支援事業の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急小口資金（特例）申請数841件（令和2年3月25日～令和3年7月25日） ・総合支援資金（特例）申請数730件（令和2年3月25日～令和3年7月25日） ・住居確保給付金 申請数30件（令和2年4月20日～令和3年7月25日） 										

子ども未来部	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等、幼稚園、児童クラブ、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター：各施設において最大限の感染症対策に努めている。
市民文化部	<ul style="list-style-type: none"> ・出雲弥生の森博物館・荒神谷博物館は、博物館・史跡公園のガイド対応人数制限を設けているほか、移動制限等発令地域からの来館者に対しては、ガイドを見合わせている。また、手で触れることのできる展示の一部を休止している。
経済環境部	<p>(1) 市内の経済状況</p> <p>① 商工業への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼夜ともに営業している飲食店では、7月に入り、昼は引き続き好調であるが、平日の夜の売上が上がらない事業者がある。この事業者は、今年の同時期よりも売上が落ちているとのことである。 ・出雲市駅北の繁華街のバー・スナックでは、7月に入って県外からの利用客などが増えたことにより、売上増を期待していたが、市内での感染症患者が確認されたことにより、今後の売上の落ち込みを見込む事業者がある。この事業者も、昨年よりもさらに売上が落ちているとのことである。 ・旅館・ホテル等への食料品卸売業では、7月前半の売上は昨年と比較すると改善しているものの、一昨年対比で6～7割程度で今後も厳しい経営状況を見込む事業者がある。 ・製造業においては、半導体の国内供給不足による自動車生産工場の一時操業停止の流れを受け、自動車関連産業の一部で、減産を懸念する声や緊急事態宣言の継続により受注機会の拡大が図れない等の影響はあるが、全体的には、操業度や売上高は引き続き回復傾向にある。 ・建設業においては、前月比、前年同月比、今後3か月予測ともに同程度と見通しを立てているものの、一部では「やや悪化」と回答している事業者がある。〔出雲商工会議所の6月期経済動向調査報告〕 <p>② 観光への影響</p> <p>出雲大社周辺の観光入込客数について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月 まん延防止等重点措置の対象区域拡大により、令和元年比6割程度 ・令和3年5月 ゴールデンウィーク前後での緊急事態宣言の発令、延長により、令和元年比4割程度 ・令和3年6月 緊急事態宣言期間再延長により、依然厳しい状況が続いている一方で、県西部の小中学校を中心に教育旅行での来訪が増加している。 ・令和3年7月 大雨災害の影響により厳しい状況が続いたが、4連休効果により、令和元年比同程度まで回復した。 <p>(2) 市内の雇用情勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月の有効求人倍率は、1.21で前月（1.21）と同数値、前年同月比では0.07ポイント上回った。 ・5月の人員解雇数は、10事業所25人となり前月（19事業所67人）から減少したが、引き続き注視が必要。 ・島根労働局が示す県内の雇用情勢は、令和2年4月以降「注意を要する状況にある」とする判断が継続していたが、令和3年4月から2か月連続で「一部に持ち直しの動きが見られる」と判断した。
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点は農畜産物販売への大きな影響は出ていないが、米、切り花を中心に、今後業務向けの需要減少による価格低下が懸念されている。 ・コロナ禍による米国の国内住宅需要の拡大等により輸入材が不足していることから市内においても原木価格が上昇傾向にある。 ・魚価は回復傾向

都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・都市建設部発注済み工事に対する建設事業者からの工期延期や資材調達等に関する相談なし ・市営住宅の家賃減免、提供に関する相談受付中
教育委員会	<p>市立小・中学校について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校が、授業、学校行事、部活動の実施に際し、最大限感染症対策に努めている。また、緊急事態宣言が発出された区域及びまん延防止等重点措置が適用されている地域への教職員の出張については、移動に当たり、万全な感染症対策を講じることとしている。私的な場合においては、当該区域はもとより感染症患者が多い都道府県への不要不急の移動を自粛するよう求めている。 令和3年度の水泳授業について、感染拡大防止の観点から中止することとした。
消防本部	<p>消防団の活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害活動及び車両・ポンプ点検（3名体制：感染防止対策の徹底）は実施する。 ・警戒巡回及び各種会議（感染防止対策の徹底）は各方面隊協議で実施可とする。 ・訓練は実施しない。 ・消防団として飲食を伴う会を設けない。
上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金、下水道使用料の支払猶予の相談受付中
総合医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「発熱外来・検査センター」の設置（令和2年12月1日から運用） ・PCR 自費検査の実施 ・感染拡大に伴い、病棟においては再び「面会禁止」へ（令和3年7月22日から） ・通院患者へのコロナワクチン接種（令和3年6月30日から）

5. 国の主な対応状況

(1) 政府対策本部等

- ①新型コロナウイルス感染症対策本部設置（令和2年1月30日）
- ②新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の決定（令和2年2月25日）
- ③政府対策本部会議：計70回開催（7月28日現在）
- ④政府専門家会議：計17回開催（令和2年7月3日廃止）
- ⑤新型コロナウイルス感染症対策分科会：計29回開催（7月28日現在）

(2) 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置、基本的対処方針

①緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置

対象期間（緊急事態宣言：濃い網掛け まん延防止等重点措置：薄い網掛け）

	年度	4月	5月	6月	7月	1月	2月	3月
北海道	2	4/16～5/25						
	3		5/9～15	5/16～6/20	6/21～7/11			
宮城県	2	4/16～5/13						
	3	4/5～5/11						
栃木県	2	4/16～5/13				1/14～2/7		
	3							
東京都	2	4/7～5/25					1/8～3/21	
	3	4/12～24	4/25～6/20	6/21～7/11	7/12～8/22			
埼玉県	2	4/7～5/25					1/8～3/21	
	3	4/20～8/22						

千葉県	2	4/7~5/25		1/8~3/21
	3	4/20~8/22		
神奈川県	2	4/7~5/25		1/8~3/21
	3	4/20~8/22		
群馬県	2	4/16~5/13		
	3		5/16~6/13	
愛知県	2	4/16~5/13		1/14~3/7
	3	4/20~5/11	5/12~6/20	6/21~7/11
岐阜県	2	4/16~5/13		1/14~3/7
	3		5/9~6/20	
三重県	2	4/16~5/13		
	3		5/9~6/20	
石川県	2	4/16~5/13		
	3		5/16~6/13	
京都府	2	4/16~5/20		1/14~3/7
	3	4/12~24	4/25~6/20	6/21~7/11
大阪府	2	4/7~5/20		1/14~3/7
	3	4/5~4/24	4/25~6/20	6/21~8/22
兵庫県	2	4/7~5/20		1/14~3/7
	3	4/5~4/24	4/25~6/20	6/21~7/11
岡山県	2	4/16~5/13		
	3		5/16~6/20	
広島県	2	4/16~5/13		
	3		5/16~6/20	
愛媛県	2	4/16~5/13		
	3		4/25~5/22	
福岡県	2	4/7~5/13		1/14~3/7
	3		5/12~6/20	6/21~7/11
熊本県	2	4/16~5/13		
	3		5/16~6/13	
沖縄県	2	4/16~5/13		
	3	4/12~5/22	5/23~8/22	
上記以外の県	2	4/16~5/13		
	3			

【直近の緊急事態宣言区域及びまん延防止等重点措置実施区域】

内容	対象区域	対象期間
緊急事態宣言	沖縄県	5月23日~8月22日
	東京都	7月12日~8月22日
まん延防止等重点措置	埼玉県、千葉県、神奈川県	4月20日~8月22日
	大阪府	6月21日~8月22日

②基本的対処方針（7月8日変更）

(1) まん延防止

- ・今後、B. 1. 617. 2 系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進むことが想定されることを踏まえ、
 - ①特定都道府県は、他地域への感染拡大を防止する観点から不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は、極力控えるように促す。
 - ②重点措置区域である都道府県においては、感染拡大を防止する観点から不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるように促す。
 - ③緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県は、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促す。
- ・都道府県は、協力金支給に係る体制の強化等を図り、支給の迅速化に努めるとともに、政府は、協力金の先渡しが可能となる仕組みの導入など、支給の迅速化に向けて必要な環境整備を図る。
- ・重点措置区域である都道府県においては、飲食店に対する営業時間の短縮（20時まで）の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請すること。ただし、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、『一定の要件（①「アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）」「食事中以外のマスク着用の推奨」などが行われていること、②同一グループの入店は原則4人以内とすること）』を満たした店舗において、19時まで提供できることとするなど、緩和を行うことができるものとする。

(2) 医療等

- ・政府及び都道府県等において、病床確保・活用の状況及び感染状況を適切にモニタリングするとともに、感染拡大防止策の実施に適時適切に反映させること。その際、例えば40代、50代の重症者数が特に増加するような地域もあり、年齢別の動向についても注視し、ワクチンの接種も含め地域の状況を踏まえた適切な対策を講じること。

(3) 経済・雇用対策

- ・今後も、感染状況や経済・国民生活への影響を注意深く見極め、公平性の観点や円滑な執行等が行われることにも配慮しつつ、引き続き、状況に応じて新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていく。

(3) ワクチン確保・接種に係る取組

①ワクチンの供給スケジュール

- ・ファイザー社製ワクチン「基本配分計画」の改訂（7月7日）
12歳～64歳人口を踏まえて、各都道府県・各市町村への8月中の配分数を設定

②ワクチン接種実績

【医療従事者等】（首相官邸ホームページ公表）（7月28日時点）

	計	内1回目	内2回目
全国の接種回数	12,081,042回	6,457,054回	5,623,988回
うち島根県	74,825回	40,380回	34,445回

【一般（高齢者を含む）】（首相官邸ホームページ公表）（7月28日時点）

	計	内1回目	内2回目
全国の接種回数	65,645,887回	39,793,156回	25,852,731回
うち島根県	386,674回	231,770回	154,904回

【職域接種】（厚生労働省ホームページ公表）（7月28日時点）

	計	内1回目	内2回目
接種回数	6,021,245回	5,622,158回	399,087回

（報告があった会場数：2,334会場）

（4）感染拡大防止対策・医療提供体制の整備（第19報以降の主なもの）

- ①総務大臣を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策等地方連携推進本部」を設置（7月1日）
- ②国内製造のアストラゼネカ社製ワクチンをアジア諸国に無償提供（7月1日～）
 - ・台湾、ベトナム社会主義共和国、インドネシア共和国、マレーシア、フィリピン共和国、タイ王国
- ③新型コロナウイルス感染症の軽症者向け治療薬として「カシリビマブ・イムデビマブ」を特例承認（7月19日）
- ④羽田空港等から北海道・沖縄県内の空港へ向かう便の搭乗者を対象とした「搭乗前モニタリング検査」を開始（7月20日）
- ⑤海外渡航、その他の事情により予防接種証明を求める者に証明書を交付（7月26日）

（5）緊急対応策、緊急経済対策、補正予算

対策・予算	財政規模	概要
緊急対応策【第1弾】 （令和2年2月13日）	予備費 103 億円を講じ、総額 153億円の対応	・帰国者等への支援、・国内感染対策の強化 ・水際対策の強化、・影響を受ける産業等への緊急対応、・国際連携の強化等
緊急対応策【第2弾】 （3月10日）	財政措置： 約0.4兆円 金融措置： 総額1.6兆円	・感染拡大防止策と医療提供体制の整備 ・学校臨時休業に伴って生じる課題への対応 ・事業活動の縮小や雇用への対応 ・事態の変化に即応した緊急措置等
緊急経済対策 （4月7日） （4月20日変更）	財政支出： 48.4兆円程度 事業規模： 117.1兆円程度	・感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発 ・雇用の維持と事業の継続 ・次段階として官民を挙げた経済活動の回復
第1次補正予算 （4月30日成立）	補正額： 約25.7兆円	・強靱な経済構造の構築 ・今後の備え
第2次補正予算 （6月12日成立）	補正額： 約31.9兆円	・雇用調整助成金の拡充等、・資金繰り対応の強化、・家賃支援給付金の創設、・医療提供体制の強化 ・その他の支援（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充、低所得のひとり親世帯への追加的な給付、持続化給付金の対応強化、その他） ・新型コロナウイルス感染症対策予備費

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」 (12月8日閣議決定) 第3次補正予算 (1月28日成立)	財政支出： 40.0兆円程度	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止策 ・ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現 ・防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保
	事業規模： 73.6兆円程度 補正額： 約19.1兆円	

○新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用実績（令和2年度）（単位：億円）

閣議決定日	内 容	金額
令和2年度1次補正追加額（令和2年4月30日成立）		15,000
令和2年度2次補正追加額（令和2年6月12日成立）		100,000
令和2年度3次補正における修正減少（令和3年1月28日成立）		▲18,500
5月19日	学生支援緊急給付金の創設	531
5月26日	医療用マスク・ガウン等の優先配布、診療報酬上の特例的な措置	1,839
8月7日	持続化給付金、個人向け緊急小口資金等の特例貸付、検疫体制の強化	11,257
9月8日	ワクチンの確保	6,714
9月15日	検査体制の抜本的な拡充、医療提供体制の確保、ワクチンの確保等、個人向け緊急小口資金等の特例貸付等	16,386
10月16日	雇用調整助成金、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金、農林漁業者の経営継続補助金	5,492
12月11日	Go To トラベル期間延長、ひとり親世帯臨時特別給付金	3,856
12月25日	更なる病床確保のための緊急支援、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金	4,862
1月15日	新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金	7,418
2月9日	新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金、一時支援金、PCR検査による感染拡大の端緒の早期探知	11,373
3月23日	個人向け緊急小口資金等の特例貸付、子育て世帯生活支援特別給付金、新型コロナウイルス感染症対応休業給付金、孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援、政府による対策の広報の強化、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金	21,693
予備費残額		5,080

○新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用実績（令和3年度）（単位：億円）

閣議決定日	内 容	金額
令和3年度予算額（令和3年3月26日成立）		50,000
4月30日	新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金	5,000
5月14日	ワクチンの確保	5,120
予備費残額		39,880

6. 県の主な対応状況

(1) 県対策本部等

①危機管理対策本部の設置（令和2年1月30日）

②新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく島根県対策本部の設置

（令和2年3月26日）

県対策本部会議：計40回開催（7月28日現在）

(2) 感染拡大防止策・医療提供体制の整備の主な取組

①新たな島根県病床確保計画の策定（6月1日公表）

- ・入院病床：324床（常時115床を確保し、患者数に応じて段階的に増やす）
- ・宿泊療養：98室（玉造国際ホテル45室、少年自然の家20室、サンレイク33室）
- ・病床利用率（7月28日24時時点）

確保病床数		入院患者数	病床利用率	
	即応病床		確保病床	即応病床
324床	206床	99人	30.6%	48.1%

②感染拡大地域に在住の基礎疾患を有する島根県出身者等への一時帰県支援

対象地域：緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の対象地域である都道府県のうち、
全入院者及び重症患者の確保病床利用率が50%以上の都道府県

対象期間：令和3年4月24日（土）から7月4日（日）までの宿泊

【利用実績】：2件2名

③新型コロナウイルス感染症の軽症者等のための宿泊施設の運用開始（5月29日）

④イベント開催制限の期間延長（6月18日）

⑤PCR検査、抗原検査体制

・県内検査件数：33,691件（7月28日公表時点）

・変異株の疑いを確認するためのPCR検査を開始（2月以降）

県内での変異株の検査（7月28日公表時点）

変異株スクリーニング検査：

検査状況	件数
N501Y 変異株 (アルファ、ベータ、ガンマ、シータ)	283
L452R 変異株 (デルタ、イプシロン、カッパ)	31
計	314

変異株（ゲノム解析）確認数：

変異株	確認数
アルファ株（英国株）	168
ベータ株（南アフリカ株）	0
ガンマ株（ブラジル株）	1
デルタ株（インド株）	2
計	171

(3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置

年度	予算時期	項目	予算 (百万円)
R元	3月専決 (3月25日)	(1)生活福祉資金の特例貸付 (2)認可外保育施設等の感染拡大防止 (3)障がい児放課後等デイサービスの利用者の負担軽減 (4)感染症患者入院医療機関の設備整備支援 ※中小企業者等向け及び農業者・漁業者向けの制度融資資金は3月専決に先立って制度創設	214
R2	4月専決 (4月30日)	(1)医療提供体制の強化 (2)学校における感染防止・臨時休業等への対応 (3)社会福祉施設等における感染防止対策 (4)県内経済を守る施策 (5)県民生活の支援 (6)県行政の体制強化	6,774
	5月専決 (5月22日)	(1)PCR検査対象の拡大 (2)PCR検査体制の強化に向けた保健環境科学研究所の改修 (3)県立学校等における遠隔授業等の環境整備 (4)中小企業者等に対する相談体制の強化	724
	6月補正	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	16,391
	7月専決 (7月31日)	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	6,214
	9月補正	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	10,833
	11月補正	【追加対策】 4,139百万円 I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 【減額補正等】 ▲482百万円	3,657
	11月補正 (追加分)	無症状者等の宿泊療養施設整備事業	4
	2月補正 (1号議案)	①新型コロナウイルス感染症対応資金の融資枠増額 ②県内飲食業需要回復・拡大の支援 ③県産品を活用した観光需要の下支え ④新型コロナウイルス感染症対策調整費	2,096
	2月補正 (3号議案)	【追加対策】 5,701百万円 I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他 【減額補正等】 ▲1,552百万円	4,149

R 3	当初予算	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	6,907
	6月補正	I. 医療提供体制・感染症対策 II. 県内経済や県民生活の回復に向けた施策 III. 県民生活の支援 IV. その他	8,118
	6月補正 (追加分)	新型コロナウイルスワクチン接種支援事業	900

(4) 県民への要請 (令和3年7月26日)

夏休み期間中の帰省について島根県からのお願い

夏休み期間中に、県外への帰省を検討されている方も多いと思います。また、県外からの帰省者を迎える準備を検討されている方もいらっしゃると思います。

5月の大型連休の後、島根県ではコロナウイルスの感染者が増加し、5月には、189人の感染者が確認され、一時、入院患者数が103人まで増加し、医療提供体制に大きな負荷がかかりました。

4月から5月の連休中までの感染者の多くは、県外からの帰省や県外の移動歴を有する方など、県外由来による感染に関連したものであり、連休明け以降の感染拡大につながったものとも思われます。

7月に入り、全国では、首都圏を中心に新型コロナウイルス感染症の急拡大が続いており、その影響で、県内でも、すでに入院患者数が100人を超えるなど、感染が拡大しており、その多くが県外由来によるものと考えられます。

県としましては、希望する県民の方々にワクチン接種が行き渡るまで、これ以上感染者が増え、医療提供体制に負荷がかかることをできるだけ抑えたいと考えております。

このため、この期間中、県民の皆様に次の点をお願いします。

1. 県外からの帰省については、控えて頂くよう、ご家族やご親戚の方にお伝えください。
また、県外への帰省についても、控えてください。
2. 以上の内容につきましては、就職活動や法要、看病・介護、成人式などを伴う、やむを得ない帰省については、控えて頂く必要はありません。
また、すでに予約しているチケットなどのキャンセル料を負担してまで、取りやめて頂く必要はありません。
3. やむを得ず、ご家族やご親戚の方が帰省される場合には、出発前の2週間は、感染リスクが高まる、飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった「5つの場面」に注意すると

ともに、「3つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生など、「基本的な感染対策」を徹底して頂くよう、お願いします。

また、帰省され、実家等で生活を共にされる場合には、家庭でできる感染予防対策、

- (1) 会話をする時は自宅でもマスクを着用
- (2) ドアノブや電気のスイッチなど手で触れる共用部分の消毒
- (3) 石けんでこまめな手洗いやアルコール消毒
- (4) 窓を開けておくなど定期的な換気
- (5) 寝室を分ける
- (6) 洗面所等のタオルやコップを共有しない
- (7) 大皿の料理を避け、食器や箸等を共有しない

などを徹底してください。

なお、自宅での感染予防対策の徹底が難しい場合には、宿泊について、近隣のホテルや旅館の利用も検討してください。

4. 飲食店等の利用については、

- (1) 県外の方との飲食は控えていただくこととしております。長期間帰省されるご家族やご親戚、友人の方との利用については、2週間経過するまでは、控えてください。
- (2) 県外からご家族やご親戚の方が自宅に帰省された方、あるいは、県外の実家等に帰省された方は、2週間が経過するまでは、利用を控えてください。
- (3) 特に、「接待を伴う飲食店」の県外の方との利用は、同様の考え方のもと、厳に慎んでください。
- (4) また、カラオケを利用する場合も、同様の考え方のもと、感染対策に十分に注意してください。

これらの内容につきましては、ご親戚、ご家族と触れ合う貴重な機会を制限する内容であり、大変心苦しいお願いですが、感染拡大防止のために、県民の皆様には、引き続き、ご理解とご協力をよろしく申し上げます。